

令和4年度 生命保険協会留学生奨学金 (セイホスカラーシップ) 募集・推薦要項

公益財団法人日本国際教育支援協会(以下「本協会」という。)では、一般社団法人生命保険協会のご支援により、「生命保険協会留学生奨学金」(以下「本奨学金」という。)の令和4年度奨学生を、下記により募集する。

記

1 目的

アジア諸国及び地域からの私費留学生に対して奨学金を支給し、日本での勉学への支援を通じて、日本と出身国との相互理解と友好・親善の増進に寄与することを目的とする。

2 本奨学金の寄付者及び寄付の趣旨

本奨学金の寄付者である一般社団法人生命保険協会(以下「寄付者」という。)は、設立80周年記念事業の一環として奨学金制度を設立し、平成2年度から平成23年度まで経団連国際教育交流財団を通じ339名の留学生に奨学金を支給したが、平成24年度中に経団連国際教育交流財団よりこの奨学金制度が寄付者へ返還されることとなり、留学生への支援を継続するため、新たな奨学金制度の設立を目的として本協会に資金を提供された。

3 応募資格

次の各号のすべてに該当する者。

- (1) アジア諸国及び地域*の国籍を有し、令和4年4月に本協会が指定する日本国内の大学(以下「大学」という。)の学士課程、修士(博士前期)課程、専門職学位課程または一貫制博士課程のうち、以下に定める学年に在籍する私費外国人留学生。日本に在留する間の在留資格は留学であること。

学士課程:3年次

修士(博士前期)課程:1年次

専門職学位課程:1年次

一貫制博士課程:1年次

- (2) 本奨学金の受給期間中、日本国以外に留学する予定がなく、本協会が実施する他の奨学金を受給せず、他の団体から受ける奨学金等の受給額合計が年額600,000円(月額50,000円相当)以下である者。[貸与型(返済が必要なもの)奨学金、学費免除は除く]
- (3) 学業・人物ともに優秀であり、かつ健康である者
- (4) 留学の目的又は計画が明確で、修学の効果が期待できる者。
- (5) 日本語による意思伝達が可能な者。
- (6) 金融業界、特に生命保険に関心のある者(在籍する大学での専攻分野は問わない)。
- (7) 経済的援助を真に必要とする者。
- (8) 令和4年4月に在籍する大学の長の推薦を受けすることができる者。

*「アジア諸国及び地域」とは、インド・インドネシア・韓国・カンボジア・シンガポール・スリランカ・タイ・台湾・中国・ネパール・パキスタン・バングラデシュ・フィリピン・ブータン・ブルネイ・ベトナム・香港・マカオ・マレーシア・ミャンマー・モンゴル・ラオス・東ティモール・モルディブ とする。

4 支給人数

8名程度

5 支給内容

月額奨学金 100,000円

6 支給期間

令和4年4月から令和6年3月まで

ただし、特段の理由により令和4年5月以降に渡日する場合は、渡日月から令和6年3月までとする。

7 応募・推薦方法

- (1) 本奨学金を受けようとする者(以下、「応募者」という。)は、所定の様式による願書を、大学を通じて、本協会理事長(以下「理事長」という。)に提出するものとする。
- (2) 大学の長は、3に挙げる応募資格に該当する者について、8に挙げる応募・推薦書類を理事長に提出するものとする。なお、推薦人数については別途依頼文で示す。

8 応募・推薦書類

| | 提出物 | 提出方法 | ファイル形式 | 備考 |
|-----|-------------|------|--------|--|
| (1) | 願書(様式 1) | メール | Excel | 日本語で書かれたものに限る。 |
| (2) | 推薦書(様式 2) | 郵送 | — | |
| (3) | 推薦理由書(様式 3) | メール | Excel | 推薦理由は、指導教官等が記入すること。 成績評価係数*を記入すること。 日本語以外で記載されたものについては和訳を添付すること。 |
| (4) | 学業成績証明書 | メール | PDF | 在籍する大学における令和 2 年度及び令和 3 年度前期までのもの。 日本語以外で記載されたものについては和訳を添付すること。 |

※メールの送付先は、ix-app@jees.or.jp とする。

*成績評価係数算出方法 (小数点第 3 位を四捨五入)

提出する学業成績証明書(令和 2 年度及び令和 3 年度前期分)の成績について、下表により[成績評価ポイント]を算出し、計算式に当てはめて計算

| | 成績評価 | | | | |
|-----------------|----------|----------|----------|----------|----------|
| | 優 | 良 | 可 | 不可 | |
| 4段階評価(パターン1) | | | | | |
| 4段階評価(パターン2) | A | B | C | F | |
| 4段階評価(パターン3) | 100~80点 | 79~70点 | 69~60点 | 59点~ | |
| 5段階評価(パターン4) | 100~90点 | 89~80点 | 79~70点 | 69~60点 | 59点~ |
| 5段階評価(パターン5) | S | A | B | C | F |
| 5段階評価(パターン6) | A | B | C | D | F |
| 成績評価ポイント | 3 | 3 | 2 | 1 | 0 |

「計算式」

$$\frac{([\text{評価ポイント}3\text{の単位数}] \times 3) + ([\text{評価ポイント}2\text{の単位数}] \times 2) + ([\text{評価ポイント}1\text{の単位数}] \times 1) + ([\text{評価ポイント}0\text{の単位数}] \times 0)}{\text{総登録単位数}}$$

※成績評価係数は選考の際に参考といたしますが、この値をもつてのみ奨学金の採否を決定するものではありません。

9 応募・推薦書類の提出期限

メール、郵送ともに令和 3 年 12 月 24 日(金)必着。なお、締切期日を過ぎた場合や提出書類に不備がある場合は、受理しない。また、提出書類は一切返却しない。

10 選考方法及び結果の通知

理事長は 7 の(2)により推薦された者について選考を行い、奨学生を決定する。書類選考通過者に対し面接(令和 4 年 2 月中旬から下旬頃の予定)を実施し、結果は令和 4 年 3 月中を目途に在籍する大学を通じて通知する。なお、採否に関する照会には応じない。

11 支給方法

本奨学金は、別に定める方法により、大学を通じて支給する。

12 奨学生の義務

- (1) 奨学生は、本奨学金受給期間中の学習・研究状況について、学業成績証明書と共に、毎年度末及び奨学金受給終了後 1 か月以内に、所定の様式により大学を通じて本協会に報告すること。
- (2) 奨学生は、学籍に変更があった場合、所定の様式により大学を通じて本協会へ遅滞なく届け出ること。
- (3) 奨学生は、住所・連絡先に変更があった場合、大学在籍中は所定の様式により大学を通じて、大学卒業後は任意の様式により直接本協会へ遅滞なく届け出ること。
- (4) 本奨学金を受給した者は、自身の進路について、大学卒業時に所定の様式により、大学を通じて本協会に報告すること。
- (5) 奨学生は、年 1 回開催される報告会・懇親会(5 月から 6 月頃に実施の予定)に出席すること。
- (6) 奨学生は、本奨学金受給期間中及び受給終了後、本協会又は寄付者の要請に応じ、アンケート等への回答をすること。

13 本奨学金支給の休止又は終了及び決定取消

- (1) 奨学生が長期欠席(1 か月以上)した場合は、本奨学金の支給を休止する。なお、休止事由が止んで、所定の様式により奨学金支給の再開を願い出たときは、6 に記載した奨学金の支給期間内において奨学金の支給を再開することがある。但し、6 の支給期間は延長しない。
- (2) 奨学生が、次の①から④のいずれかに該当した場合には、本奨学金の支給を終了する。
 - ① 大学を卒業、退学、除籍、休学、停学または留年(相当すると認められる場合も含む)した場合。
 - ② 本奨学金奨学生の義務を怠った場合。
 - ③ 募集・推薦要項の定める事項に該当しなくなった場合。
 - ④ その他奨学生として相応しくないと判断された場合。
- (3) 応募・推薦書類の記載事項に虚偽のある場合は、本奨学金の支給決定を取り消す。
- (4) 渡航制限が解除後、奨学生本人の都合により渡日しない場合は、本奨学金の支給決定を取り消す。

14 その他(注意事項等)

- (1) 奨学生は、原則として、本奨学金の返還義務を負わない。ただし、13 に挙げる事項に該当する場合、すでに支給している奨学金の返還を求める場合がある。また、本奨学金寄付者への入社その他の付帯義務を負うものではない。
- (2) 本奨学金採用決定(本奨学金選考結果通知を大学が受領した時点)前に他の奨学金の受給が決定した場合、大学を通じて本協会に速やかにその旨報告すること。また、本奨学金奨学生として採用された場合、受給期間終了まで本奨学金を辞退し他の奨学金を受給することはできない。
- (3) 受給開始から終了まで、受給金額合計が年額 600,000 円を超える給付型奨学金に応募することはできない。(ただし、本奨学金の受給終了後に支給を開始する他の奨学金は除く。)
- (4) 過去、本奨学金を受給した者及び本奨学金へ応募し不採用となった者は、再度応募することができない。
- (5) 本協会の奨学金事業における標準修業年限は、原則学士課程 4 年、修士(博士前期)課程 2 年、博士後期課程 3 年とし、この期間を支給対象とする。長期履修学生についても、これに相当する期間を支給対象とする。ただし、医学部等この期間を超えて在学が必要な学部・研究科においては、大学の定める標準修業年限を支給対象とする。

15 個人情報の取扱い

(1) 個人情報の管理

本協会は、本奨学金に関連して取得した願書・報告書等に記載される全ての個人情報を本協会の個人情報保護方針に基づき、細心の注意のもと管理・利用・破棄する。また、15(2)①から③及び⑤の目的で寄付者に開示・提供する場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人情報を他の第三者へ開示・提供しない。

(2) 個人情報の利用目的

本協会は、本奨学金に関連して取得した個人情報を適切に管理し、下記以外の目的には利用しない。

- ① 本奨学金の奨学生選考のため。
- ② 奨学金支給事務のため。
- ③ 奨学金授与式または交流会・インターンシップ等の開催のため。

- ④ 本協会実施の国際教育支援プログラムの案内や参加の際の連絡手段のため。
- ⑤ 報告書、お礼状、近況報告等を事前に奨学生本人からの承諾を受けた上で、本協会及び奨学金寄付者のホームページ等において広報目的に利用するため。

16 応募・推薦書類の提出先・問い合わせ先

公益財団法人 日本国際教育支援協会 学生支援部 国際教育課
〒105-0003 東京都港区西新橋 1-13-1 DLX ビルディング 12 階

TEL:03-5454-5274 FAX:03-5454-5242

応募・推薦書類提出用 E-mail: ix-app@jees.or.jp

問い合わせ用 E-mail: ix@jees.or.jp

以 上